特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	子ども子育てに関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、子ども子育てに関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	子ども子育てに関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県勝央町長

公表日

令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育てに関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法、学校教育法など関連法に則り、保育所(園)に入所・入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理 ②利用調整 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④保育料収納情報の管理 番号法別表第二に基づき、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条の2の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部
②所属長の役職名	健康福祉部参事

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部　岡山県勝田郡勝央町平242-1　TEL0868-38-7102

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満(任意実施)　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	表紙／評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙／公表日	平成27年5月26日	令和1年6月25日	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の8、94(※)の項　※主務省令未制定 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第8条	1. 番号法第9条第1項　別表第一の94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第68条	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】　なし 【別表第二における情報照会の根拠】　116(※)の項　※主務省令未制定	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】第59条の2	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	－	（新規追加項目）	事後	様式の変更によるもの
	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】第59条の2	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条の2の2	事後	
	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日	事後	
	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日	事後	